

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月17日

【四半期会計期間】 第38期第3四半期(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)

【会社名】 株式会社メガネスーパー

【英訳名】 MEGANESUPER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 星 崎 尚 彦

【本店の所在の場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24-3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和

【最寄りの連絡場所】 神奈川県小田原市本町四丁目2番39号

【電話番号】 (0465) 24-3611 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第3四半期累計期間	第38期 第3四半期累計期間	第37期
会計期間		自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日	自 平成24年5月1日 至 平成25年4月30日
売上高	(千円)	12,139,133	10,947,409	15,969,260
経常損失()	(千円)	1,057,081	1,957,684	1,654,891
四半期(当期)純損失()	(千円)	1,593,261	2,088,374	2,292,702
資本金	(千円)	50,000	626,886	50,000
発行済株式総数	(株)	48,528,884	64,095,745	48,528,884
純資産額	(千円)	1,418,433	3,047,174	2,115,218
総資産額	(千円)	11,769,641	11,561,057	11,702,995
1株当たり四半期 (当期)純損失金額()	(円)	117.36	78.52	168.79
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			
自己資本比率	(%)	12.1	26.4	18.1

回次		第37期 第3四半期会計期間	第38期 第3四半期会計期間
会計期間		自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日	自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日
1株当たり四半期 純損失金額()	(円)	62.56	22.67

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前事業年度まで6期連続の営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、また、当第3四半期累計期間におきましても営業損失1,764百万円、経常損失1,957百万円及び四半期純損失2,088百万円を計上し、結果として3,047百万円の債務超過となっております。当該状況により、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。

当該事象又は状況を解消するため対応については、「第2 事業の状況 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (5)」に記載のとおりであります。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国の経済は、金融政策及び一連の各種経済政策の効果と期待から円安・株高が進み、緩やかな景気回復が継続しました。

眼鏡等小売業界におきましては、個人消費は依然として節約志向の傾向が根強く、価格を軸とした企業間の販売競争の激化が続き全体としては厳しいものの、前事業年度と比較して高機能商品や付加価値商品への選別志向が高まり、販売単価は明確に上昇傾向にあります。競争環境にも変化が見られ、よりプレミアム志向のチェーンの売上拡大が継続しております。

このような経営環境・経済環境のもと、当社は「中期経営計画」に則って、事業再生を継続して推し進めております。「中期経営計画」の根幹は、ミドル・シニア層を主たるターゲットとした「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換であり、具体的には「目から元気に！」をコンセプトとして、他社との差別化を図り、お客様からの信頼の獲得に努めております。

これは、高齢化社会の進展により、老視（いわゆる老眼）を有する消費者が増加し、また、いわゆるスマートフォンやPCなどビジュアルディスプレイターミナル（VDT）に依存した生活時間が増え、人類史上おそらく最も眼に負担のかかる視環境になっている現状において、眼の老眼の低年齢化が進む中、健康寿命によりいっそう留意して眼鏡やコンタクトレンズを使用すべきという考え方に基づくものであります。

加齢による老視人口の増加や眼を酷使せざるを得ない環境の強まりにより、45歳以上の人口は、眼の機能の衰えに対する潜在的な恐れ、及び日常生活における顕在的な支障を感じております。また、予備軍としての35歳以上の人口は、日常生活において眼の負担を感じております。こうした老眼や目の負担に支障や不安を抱えていながら、自分にとって適切な対策を見出しきれていないミドルシニア層以上の顧客ニーズに的確に対応し、単なる視力矯正を超え、眼の疾患領域において眼科と明確な線引きをした上で、眼の負担軽減と加齢対応を図り、健康的に眼鏡やコンタクトを使用していくことを提案するアイケア重視のサービス提供は顧客の反応もよく、十分な手ごたえを感じております。

結果として、第3四半期会計期間（11月～1月）においては、既存店売上前年比で11月108.1%、12月104.2%、1月103.5%と四半期全体で105.1%と3ヶ月連続で100%を超えることができ、売上の改善は着実に進捗いたしました。「中期経営計画」で想定しているアイケアを重視するという考え方は、顧客の支持を着実に獲得し、結果として、店舗への新規顧客の誘引や再来促進による入店数の拡大、買上数及び入店数に対する眼鏡買上率の増加、単価や一人当たり粗利額の向上が実現してきております。

「中期経営計画」の項目は以下のとおりになります。

1. ターゲット顧客層の再定義と当社の強みの活用
2. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築
集客のためのマーケティング
顧客化のための店舗サービスの最適化
3. リニューアル
4. 赤字店の閉鎖
5. コスト削減施策
6. 出店

この中でも、第3四半期会計期間（11～1月）においては、第2四半期累計期間までに改善した施策の有効性や実行度をもとに、売上および粗利の拡大につながる1. マーケティングと店舗サービスの最適化ビジネス（店舗）モデルの構築および、6. 出店に注力いたしました。なお、3. リニューアルや、4. 赤字店の閉鎖は前四半期までにほぼ目途がついており、5. コスト削減施策は、前四半期同様継続しております。

10月末時点では、「中期経営計画」策定時には不足していた（A）高収益な「アイケア重視のサービス型店舗モデル」や収益向上に効果的な施策の作りこみがほぼ完了し、また、7月に着任した新社長の強力なリーダーシップを通じ、（B）組織全体の施策実行力の大幅な向上、が図られておりましたため、第3四半期会計期間（11～1月）全体を通じ、継続的な売上および粗利の拡大が実現できたと認識しております。

(A) 高収益な「アイケア重視のサービス型店舗モデル」や収益向上に効果的な施策の展開

1) 「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換

第1四半期会計期間(5~7月)においては、アイケア重視のサービス型店舗モデルの基盤となる店舗内での検査を拡充し、眼の負担軽減を図るレンズの新商品を投入いたしました。

第2四半期会計期間(8~10月)において、レンズ商品の強化を図るべく、加齢に伴うコントラスト感度低下に対応したレンズの新商品を投入いたしました。

第3四半期会計期間(11~1月)においては、眼鏡とコンタクトの併用促進やずれないメガネ補助器具、受験眼鏡という用途特定型商品を投入いたしました。

2) 集客施策の精度を向上(入店数増加をねらい)

第1四半期会計期間(5~7月)においては、アイケアの価値を集客につなげるための各種媒体を多面的に活用した対外的訴求に注力してまいりました。

第2四半期会計期間(8~10月)は、第1四半期で開始した、メールマガジンやLINE、DMやチラシの効果分析を踏まえ、内容や送付先を見直したり、店前訴求の効果を高めるための媒体訴求の精度向上に努めました。合わせて、通常の消費者向け訴求に加え、眼科による患者紹介などの顧客獲得チャネルの拡大に努めました。

第3四半期会計期間(11~1月)においては、費用対効果の高い集客数の向上を図るために、さらなる集客媒体の拡充に努めました。

チラシによる新規集客効率の向上: 折込新聞対象地域、媒体の変更、頻度を変更することによる新規顧客へのアクセス拡大、費用対効果の拡大で、同水準の費用で、月2回ペースの投下を実現

DMによる再来顧客の店舗誘導効率の向上: DM送付先の対象セグメントを他業態のベストプラクティスを導入して、きめ細かく細分化し、店舗からの電話フォローと合わせることで同水準の費用で高ROIを実現

LINEの公式アカウント取得: 200万人の顧客へのアクセスを確保し、店舗誘導を図る基盤が大幅に拡充

コーポレートサイトのリニューアルの実施: ウェブ集客の要となるコンテンツマネジメント業務の効率化を図るとともにサイトのユーザビリティを拡充。訪問者数が大幅増加

店舗の店前訴求における賑やかし感を大幅強化: 店頭訴求における成功パターンを立地別に特定(例: のぼり本数の倍増、訴求用の懸垂幕の向きの変更など)

前四半期で構築した眼科提携の仕組みを活用し、提携眼科数を拡大(74眼科と提携済み)

3) 7割を占めるレンズ・フレームセット一式価格システムの改変(単価および粗利単価の向上をねらい)

第1四半期会計期間(5~7月)においては、アイケア重視のサービス型店舗モデルの導入に力点を置きました。

第2四半期会計期間(8~10月)は、アイケア重視のサービス型店舗モデルの付加価値をテコに件数を落とさず単価を向上させるために、レンズ0円が訴求ポイントである一式価格(当社呼称「薄込みプライス」)の価格体系の見直しを行いました。また、保証制度を大幅に強化し、購入時の顧客の安心感を高め、買上率の向上も図ってきております。

第3四半期会計期間(11~1月)は、付加価値増による単価上昇を維持しつつ、さらなる粗利額、粗利率の改善などに取り組みました。

前四半期に、傷防止を標準装備して付加価値を強化した結果、件数単価と粗利単価の大幅な向上が実現。

一方、想定通り、原価率が悪化した点の改善を図るべく、店舗における顧客反応を精査し、一式以外のレンズオプションの見直しを図り、粗利額のみならず粗利率の向上も実現。

4) 商品の売り逃しの解消と買上げ率の強化

第1四半期会計期間(5~7月)は、アイケア重視のサービス型店舗モデルに注力いたしました。

第2四半期会計期間(8~10月)は、小売業の基本を充実させるために、商品ラインの絞り込み、価格帯見直しおよび受発注システムの見直し、物流リードタイム短縮などのオペレーション改善に着手してきております。

第3四半期会計期間(11~1月)は、前四半期の延長線上として、プライベートブランド商品の大幅な拡充に取り組みました。メガネスーパーとしてのオリジナル商品全体も12月に統一感のある打ち出しが実現し、粗利率の高いIPBの販売構成比の拡大が実現しています。

差別化商材として、ベータプラに続く、nude(弊社最軽量のメタルフレーム)、LUCERA(世界最薄最軽量のアセテートフレーム)の投入:特にLUCERAはVERY社とのコラボレーションもあり、主要商品に拡大

入店促進商材としてのEYELIGHT(低価格ベータチタンフレーム)を投入

品揃え商材として、風呂メガネ、花粉グラスを投入

5) リニューアル

第1四半期会計期間(5~7月)において、前事業年度からの継続的な取り組みとして、商品ラインアップも一新し、新生メガネスーパーとしてオープンしております。

第2四半期会計期間(8~10月)も継続的なリニューアルを実施いたしました。前事業年度から累計において、店舗数で既存店313店のうち、計242店(売上ベースで約80%に相当)の改装が完了しております。リニューアル店舗は、依然として、リニューアルが未済の店舗を、既存店売上前年比平均で6~8%上回り、有意に売上向上が図られております。

第3四半期会計期間(11~1月)においては、リニューアルは、いったんペンディングにし、より利益インパクトの大きい新規出店に施策の重点を移行いたしました。

6) 新規出店

第1四半期会計期間(5~7月)から第2四半期会計期間(8~10月)の店内買上率や単価や対外訴求による入店数の対前年での改善に鑑みて、当初想定どおり、新規出店を5年ぶりに再開いたしました。

中期経営計画どおり、期中の新規出店10店を目指し、4店舗を12月にオープンし、2月21日には、さらに1店が加わり、累計5店のオープンが完了(地域密着型の商店街で出店した十条銀座店、門前仲町店、名古屋大須店、砂町銀座店およびショッピングセンター向けのランチ神戸学園都市店)

新店として、所期の想定どおり、既存店と比較しても、坪効率の高い業績を実現。

7) 通販

通販事業につきましては、小規模であり「中期経営計画」上は、通販事業に依存しないモデルを想定しておりました。しかしながら、第2四半期(8~10月)以降、リアル店舗との連携も視野に入れ、エキスパート人材の投入により組織強化を図りましたところ、通販単体の売上は、1月までの累計で前年比125%、足下の1月は前年比142%と想定を上回るペースで売上が拡大しております。

通販事業をウェブ系マーケティング上の取り組み(メルマガ、FACEBOOK、LINE)などと統合し、人材強化

従来からの自社サイト及び楽天サイトを基盤に業務提携先を拡大

自社通販サイトとコーポレートサイトのユーザビリティを向上し、スマホ対応を実現するリニューアルを12月6日に完了

(B) 実行力を上げるための仕組みの導入

第1四半期会計期間(5~7月)は、アイケア重視のサービス型店舗モデルへの抜本的な変更という、新しい取り組みを行ったこともあり、施策の実行スピードに課題がありました。

第2四半期会計期間(8~10月)は、7月以降の代表取締役社長の交代を受けて、店舗スタッフのモチベーションを大幅に向上させ、施策取り組みの実行スピードを大幅に改善することができました。

第3四半期会計期間(11~1月)は、前四半期の取り組みを継続強化・拡充してまいりました。

業績水準および入店、買い上げ率、単価、再来促進などの指標ごとの課題に応じた店舗の優先順位付け

社長直轄の店舗群と地域ごとのリーダーが統括する店舗を分けたメリハリのある管理。特に社長直轄店舗を中心に各地域における週あたり数百名のスタッフレベルまで巻き込んだ個別施策の実行推進

本社メンバーと店長数十名による週単位での迅速な施策と意思決定

利益水準については、当第3四半期会計期間は当期損失を計上致しましたが、前年同会計期間より赤字幅は縮小し、3四半期ぶりに赤字幅は縮小に転じました。

コスト面では、第3四半期累計期間では、本社及び店舗運営費を合わせた全社費用は、前年比で約5%低い水準で推移しております。第3四半期会計期間(11~1月)においても同様のコストコントロールを図ってきた結果、約9%の削減が前年対比実現できております。

一方、売上面に関しては、第2四半期累計期間において、既存店売上前年比で95.3%でしたが、トレンドは尻上がりに改善してきており、第3四半期会計期間においては、前述のとおり、3ヶ月連続100%超を実現いたしました。また、当第3四半期会計期間の全店売上前年比95.0%と、上記既存店売上前年比105.1%との差は、主に閉店によるものですが、第2四半期までと比べ、差は10.1%に縮小し、今後は新店による全店売上の拡大を見込んでおります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高10,947百万円(前年同四半期累計期間比9.8%減)、営業損失1,764百万円(前年同四半期累計期間は営業損失1,046百万円)、経常損失1,957百万円(前年同四半期累計期間は経常損失1,057百万円)、四半期純損失2,088百万円(前年同四半期累計期間は四半期純損失1,593百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

流動資産は、前事業年度末に比べて19百万円減少し4,119百万円となりました。これは、主に店舗閉鎖に伴う敷金保証金が精算されたことにより未収入金が266百万円及び売掛金76百万円が減少したこと等により現金及び預金が192百万円増加、さらには新商品の投入による在庫の拡大により商品が106百万円及び前払費用が26百万円増加したこと等によるものです。

固定資産は、前事業年度末に比べて122百万円減少し、7,441百万円となりました。これは、不採算店舗の閉鎖に伴い敷金及び保証金が443百万円減少しましたが、店舗のリニューアル工事等に伴い有形固定資産が292百万円及び特許権の取得等により無形固定資産10百万円並びに店舗契約更新に伴い長期前払費用が12百万円増加したこと等によるものであります。

この結果総資産は、前事業年度に比べて141百万円減少し、11,561百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて659百万円増加し、5,100百万円となりました。これは資金調達に伴い関係会社短期借入金が619百万円及び未払費用が118百万円並びに店舗のリニューアルに伴い営業外支払手形が117百万円増加しましたが、店舗受注未渡品が減少したことにより前受金が92百万円、未払金が62百万円及び預り金が40百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて130百万円増加し、9,507百万円となりました。これは退職給付引当金が53百万円増加したこと等によるものであります。

この結果負債は、前事業年度末に比べて790百万円増加し14,608百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて931百万円減少しました。これは四半期純損失2,088百万円を計上しましたが、新株予約権の行使による新株式の発行により、資本金及び資本準備金がそれぞれ576百万円増加したことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、前事業年度末決算において、事業構造改革及び事業再生の加速等により、当期純損失2,292百万円を計上した結果、当第3四半期会計期間において3,047百万円の債務超過となっております。当該状況により、当社は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況、その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。

当該状況を解消すべく、当社は平成26年2月12日に「ノンコミットメント型ライツ・オファリング及び第三者割当による新株式（D E S）の募集及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせした資本再構築を進めると同時に、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合及び当社の長期連帯株主である同組合がサービスを提供するファンドからの経営支援を受け、引き続き事業再生を押し進め、黒字化を諮っております。

(1) 今次資本再構築について

「ノンコミットメント型ライツ・オファリング及び第三者割当による新株式（D E S）の募集及び主要株主である筆頭株主の異動並びに定款の一部変更に関するお知らせ」にてお知らせした通り、資金面・資本面の需要、ならびに市場調達の可能性を総合的に鑑み、次のとおり債務超過解消のための資本再構築を行なうことを決定いたしました。なお、デット・エクイティ・スワップにつきましては、平成26年4月23日開催予定の臨時株主総会の承認が前提となります。

デット・エクイティ・スワップ

資本の増強を検討するにあたり、まずは当社の有利子負債残高が平成26年1月31日時点で10,107百万円となっており、当社の業績に比して過大な水準であると考えられることから、当社債権者に対する協力要請を行いました。

かかる有利子負債残高の内訳は、銀行借入金7,896百万円、関係会社短期借入金1,944百万円及び株主に対する長期借入金266百万円であります。このうち、関係会社借入については当社の支援先である眼鏡・補聴器革新株式会社（以下「EHI」といいます。）が、当社の子会社であるアイウエア・ディベロップメント株式会社（以下「ED」といいます。）を通じて当社に対して融資を行ったものであります。このたび当社は、銀行借入については既に元金返済の停止など一定の協力を得ており追加的な協力要請は困難であること、並びにEHIがAPファンドによって設立された会社であり、APファンドは長期連帯株主として、当社に対する支援を行っていることなどを鑑み、EHIに対して資本増強に向けての協力を要請し、結果としてEDの当社に対する貸付元本債権残高1,960百万円（平成26年2月4日現在）の全額をEHIがEDより譲り受けたうえで、その全額を資本に振り替えること（デット・エクイティ・スワップ）について了承を得ました。

このように、デット・エクイティ・スワップはEDの当社に対する金銭債権をEHIに譲渡する方法によって、EHIを当社の直接の債権者にしたうえで行うものであります。なお、EDがEHIに対して発行している社債1,797百万円と未払利息164百万円の合計1,961百万円のうち、元金1,796百万円と未払利息164百万円の合計1,960百万円は、本譲渡により償還されます。差額1百万円はEDが運転資金として調達した資金であり、本譲渡対象外として、償還せずに社債として引き続き継続いたします。当該デット・エクイティ・スワップにより、計1,960百万円の資本の増強が成されます。

新株予約権付ローンの行使

また、株主に対する長期借入金は、新株予約権付ローンとして平成24年1月31日付で発行した当社第1回乃至第4回新株予約権（以下「本新株予約権付ローン」といいます。）に係る貸金元本債権総額金666百万円のうち未行使分266百万円に係るものであります。

当社は、かかる本新株予約権付ローンの未行使分についても、その行使を新株予約権者であるAPファンドに依頼し、これについても了承を得ました。本新株予約権付ローンの行使は、平成26年4月14日付で行う予定です。当該新株予約権付ローンにより、計266百万円の資本の増強が成されます。

ライツ・オファリング

平成25年11月11日以降、平成26年2月10日までに第6回新株予約権の行使により254百万円の資本増強がなされ、また前述デット・エクイティ・スワップ1,960百万円及び本新株予約権付ローン266百万円の行使により、合計で約2,480百万円の資本増強がなされる予定ですが、当社は平成25年10月31日時点で2,583百万円の債務超過であることに加え、本中期計画の成果結実の遅延から、平成26年4月期下半期における当期純損失の予想額も129百万円と継続して赤字が見込まれていることから、平成26年4月末における債務超過の予想額は2,712百万円となっております。前述資本増強2,480百万円を考慮しても、債務超過の解消には少なくとも232百万円が不足する状況です。

かかる不足額に対処するため、当社は、平成26年2月にライツ・オファリング（（以下「当社ライツ・オファリング」といいます。）最大資本増強額2,026百万円、発行諸費用156百万円、諸費用を除く最大手取概算額1,870百万円）が、資金面に加え、資本面でも不可欠であるとの判断に至りました。

この実施により、平成26年4月末時点の純資産額に影響しうる、当社ライツ・オファリングの行使比率並びに当社平成26年4月期の下期業績の2つがそれぞれ下ぶれした場合においても、確度高く債務超過の解消が行えると判断しております。

まず、当社ライツ・オファリングの行使比率が平成25年10月までに国内で公表されたライツ・オファリングの先事例である14件の平均値である約90%となった場合、諸費用を除いた当社ライツ・オファリングによる資本増強額は1,667百万円となりますので、当社純資産は1,435百万円となります。これに対し、当社ライツ・オファリングの行使比率が想定を下回っても、20%以上であれば当社ライツ・オファリングによる資本増強額は249百万円となり、債務超過が解消される見込みです。当社ライツ・オファリングにおいては、行使比率が一定の水準に達するよう、過去の事例における行使価額の株式の時価に対するディスカウント率などを加味して決定しておりますが、この行使比率20%という水準は過去に例の無い低水準であり、当社ライツ・オファリングによる236百万円以上の資本増強は相当程度に確度が高いものであると判断しております。

他方、当社下期業績については、小売業という特性から、天候不順や為替相場の急激な変動、4月からの消費税増税など、売上変動に繋がるリスクは存在しており、先行きはまだ不透明な状況が続いております。債務超過解消が当社にとって優先的課題であること、及び業績の黒字化のためにはなお一層の売上高回復が必要となっていること等に鑑み、仮に当社下期業績が現状における予想よりも悪化した場合を想定すると、平成26年4月期下期の売上高が予想を大きく下回る予算比85%前後の水準まで後退した場合、売上総利益率の高い構造上、最大で512百万円の損失が生じ得、この場合、債務超過を解消するためには当社ライセンス・オフリングの行使比率が75%以上となる必要があります。ただし、当社の業績は、上記の通り直近では当社眼鏡小売部門における既存店売上高前年同月比が平成25年8月、11月、12月、及び平成26年1月において100%以上で推移するなど好調なトレンドを維持してはおり、今後悪化する兆しは把握していない事から、業績の変動リスクについては余裕のある設定であると考えております。当該ライセンス・オフリングにより最大2,026百万円の資本の増強が成されます。

これら3つの手段を合計して、最大で4,252百万円の資本が増強され、当社はこの抜本的な資本再構築により、債務超過を解消する予定です。

(2) 事業再生について

中期経営計画の推進による収益構造基盤の安定化

現在、早期の黒字転換をめざして、中期経営計画に沿った業績改善を進めております。

第3四半期業績の状況

既存店売上前年比は、第3四半期の3ヶ月を通じて、すべて100%超に到達いたしました。当該前年比は、2004年2月の105.3%をピークに2012年8月の80.6%まで低下し続けてまいりましたが、その後反転傾向となり、直近11月に9年9ヶ月ぶりにピークの水準を超過した後、継続して、100%超を実現しており、収益構造基盤の改善は着実に進んできております。

第4四半期に入っても足元2月は、大雪の影響により小売各社の業績が悪化する中、104.7%をすでに実現しております。

利益水準に関しましては、第3四半期会計期間(11~1月)においては、四半期純損失は計上致しましたが、前年同期対比では、四半期純利益で130百万円程度縮小し、3四半期ぶりに赤字幅が縮小し、売上拡大による利益改善トレンドに入ったと認識しております。このトレンドの継続により、損益分岐点に早期に達することを見込んでおり、中期経営計画の推進による収益成長の見込みは十分であると認識しております。

業績の改善理由

こうした成長の継続は、中期経営計画として打ち出している「アイケア重視のサービス型店舗モデル」への転換を基盤とするものです。既存店においては、サービス付加価値の信頼性に支えられた単価の維持・向上と一件当たりの粗利向上を基盤に、件数が確実に増加しております。施策効果は、店周りにミドル・シニア世代の住民が多く、地域密着型での顧客維持がしやすい住宅立地、商業立地に強く出ており、これを元にした地域密着型のサービス利便性モデルの可能性を確信し、12月から新規出店も5年ぶりに再開いたしました。これは、低回転でも回る中高単価・低家賃というモデルであり、低単価で高回転志向を主軸とした大規模商業立地での競合の展開に対して、完全に異なった市場をターゲットとしたものです。すでに12月から2月にかけて5店出店しておりますが、今期中に、さらに、5店追加する計画で、開発業務を進めております。

今後の収益成長期待

今後、前年比100%超えの既存店に、新規出店による売上増分を上乗せすることで、売上拡大を目指し、下半期の経常黒字化、来期の高収益な企業への転換を実現する見通しであります。本来、眼鏡小売業は、一件あたりの粗利率が高く、売上が下げ基調にあるときは、赤字幅が大きく拡大しがちな収益構造であります。逆もまた真であり、売上獲得が順回転に入った今、黒字化を実現することは、十分可能と考えております。

また、こうした業績改善や取り組みの展開は、すでに他社で再生の実績のある社長が7月以降就任して以来、進捗のスピードが実現しているものであり、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合からも執行に係る人的支援とともに、組織の実行能力の維持・向上は、中期的にも維持可能なものと認識しております。

(3) その他

閉店やオーナーとの交渉による敷金保証金回収

閉鎖店舗からの敷金保証金回収は、想定どおり着実に実施しております。さらには、既存店の敷金保証金の返還交渉により同資金を再投資することにより、投資効率の向上を図り、同様に財務基盤の強化が図られます。また、上記以外にも遊休資産のさらなる売却を検討しております。

既に実行済みの資本増強施策

平成25年5月30日を株主確定日とし、「ライツ・オファリングとしての株主割当て(無償)による上場型新株予約権」の発行による増資を実行し、905百万円の資本の増強を行いました。これにより増強された資本は、店舗のリニューアルや新規出店などの成長のための投資に配分しております。また、平成26年11月に第三者割り当てによる第6回新株予約権を発行し、254百万円の資本の増強を行いました。

平成23年4月期決算に続いて2回目の債務超過ではありますが、前回同様に解消を図るべく、全力を傾注しております。上記に示した資本再構築、事業再生、その他の施策を着実に実現することにより、資本面・収益面で健全な体質への転換が可能であるため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年3月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	33,776,763	33,876,763	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800		単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1		単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181		単元株式数は100株であります。 (注2・5)
計	64,095,745	64,195,745		

(注1) B種優先株式及びA種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式及びA種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数が変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式及びA種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5に記載のとおりです。

売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

なお、平成26年2月22日以降、取得比率は566,700に調整されている。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式(B種優先株式)」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式(B種優先株式)により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c)に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(ただし、本項(b)に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)に定める証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)に定める新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d)のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

当初取得比率

取得比率は、当初、1.0とする。

なお、平成26年2月22日以降、取得比率は2.065に調整されている。

取得比率の調整

(a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

- (b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(c) に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b) に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b) に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b) に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

当社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

本項(c) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

本項(d) の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年10月25日
新株予約権の数(個)	60,354
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,035,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額1株当たり86円 (注)3(注)4(注)5
新株予約権の行使期間	自平成25年11月11日 至平成27年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)9
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注)1.本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

2.本新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 6,035,400株

なお、当社普通株式の価格の上昇又は下落により本新株予約権の行使価額が修正されても変化しない。但し、(注)10.により行使価額の調整を行う場合には、割当て株式数は次の算式により調整される。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

3.行使価額の修正基準

行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。さらに、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものとみなす。

4.行使価額の修正頻度

行使の際に(注)3.に記載の条件に該当する都度、各修正日において、修正される。

5.行使価額の下限

行使価額は60円を下回らないものとする。60円下回る場合、行使価額は60円(但し、以下4.による調整を受ける)に修正されるものとする。

6.割当株式数の上限

6,035,400株

7. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（（注）5.に記載の行使価額の下限にて新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）

本新株予約権の発行価額」の総額6,035,400円に下限行使価額である60円で本新株予約権全部が行使された場合の362,124,000円を合算した金額である368,159,400円（但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。）。

8. 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得を可能とする条項が設けられている。

9. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を切り上げた額とする。

増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額により増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の発行後、一定の事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

11.（注）8.に記載の条項により、平成26年2月14日に残存する全ての本新株予約権が当社により取得されている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る損株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	34,954
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	3,495,400
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	70
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	244,919
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	34,954
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	3,495,400
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	70
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	244,919

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年11月1日～ 平成26年1月31日 (注)	3,495,400	64,095,745	124,207	626,886	124,207	576,886

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 103,000		(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,156,100 A種劣後株式 30,317,900	301,561 303,179	(注) 1
単元未満株式	普通株式 22,263 A種劣後株式 281		
発行済株式総数	60,600,345		
総株主の議決権		604,740	

(注) 1. 普通株式は、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、種類株式の内容については、1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式に記載しております。

2. 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成26年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	103,000		103,000	0.17
計		103,000		103,000	0.17

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年5月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	491,934	684,061
売掛金	462,404	385,689
商品	2,423,850	2,530,697
貯蔵品	18,961	22,962
前渡金	9,653	632
前払費用	337,882	364,472
未収入金	378,011	111,126
その他	19,786	20,171
貸倒引当金	3,883	495
流動資産合計	4,138,600	4,119,317
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,606,995	5,681,438
減価償却累計額	4,507,498	4,315,219
建物(純額)	1,099,497	1,366,219
構築物	771,012	773,049
減価償却累計額	635,770	593,421
構築物(純額)	135,242	179,627
車両運搬具	18,915	18,915
減価償却累計額	18,283	18,401
車両運搬具(純額)	631	514
工具、器具及び備品	2,649,280	2,242,265
減価償却累計額	2,505,231	2,115,866
工具、器具及び備品(純額)	144,048	126,399
土地	1,189,114	1,185,114
建設仮勘定	-	2,730
有形固定資産合計	2,568,533	2,860,605
無形固定資産		
商標権	5,806	12,948
ソフトウェア	126,241	129,787
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	172,751	183,439

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年1月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	37,516	37,719
関係会社株式	354	354
出資金	924	924
従業員に対する長期貸付金	732	239
長期前払費用	82,164	94,556
長期未収入金	127,943	136,034
敷金及び保証金	4,631,415	4,187,971
その他	31,390	29,030
貸倒引当金	89,330	89,134
投資その他の資産合計	4,823,109	4,397,695
固定資産合計	7,564,394	7,441,739
資産合計	11,702,995	11,561,057
負債の部		
流動負債		
支払手形	886,198	885,840
営業外支払手形	127,376	245,183
買掛金	952,306	971,555
関係会社短期借入金	1,325,059	1,944,510
未払金	329,320	266,474
未払費用	430,057	548,411
未払法人税等	129,769	110,054
前受金	199,177	106,205
預り金	56,563	16,521
前受収益	1,686	1,526
その他	3,247	4,055
流動負債合計	4,440,761	5,100,337
固定負債		
長期借入金	7,896,443	7,896,443
株主、役員に対する長期借入金	266,400	266,400
退職給付引当金	1,119,719	1,172,883
長期預り保証金	50,057	50,057
その他	44,831	122,109
固定負債合計	9,377,452	9,507,894
負債合計	13,818,213	14,608,231

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年4月30日)	当第3四半期会計期間 (平成26年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	50,000	626,886
資本剰余金		
資本準備金	-	576,886
その他資本剰余金	188,306	188,306
資本剰余金合計	188,306	765,193
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,292,702	4,381,077
利益剰余金合計	2,292,702	4,381,077
自己株式	66,807	66,819
株主資本合計	2,121,204	3,055,816
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,986	6,101
評価・換算差額等合計	5,986	6,101
新株予約権	-	2,540
純資産合計	2,115,218	3,047,174
負債純資産合計	11,702,995	11,561,057

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成26年1月31日)
売上高	12,139,133	10,947,409
売上原価	3,967,607	3,938,699
売上総利益	8,171,525	7,008,710
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2,533,027	2,452,711
退職給付費用	132,524	136,190
地代家賃	2,829,771	2,235,931
その他	3,722,444	3,948,716
販売費及び一般管理費合計	9,217,768	8,773,550
営業損失()	1,046,242	1,764,840
営業外収益		
受取利息	2,613	1,996
受取配当金	378	414
集中加工室管理収入	45,028	44,561
その他	25,318	17,203
営業外収益合計	73,339	64,176
営業外費用		
支払利息	69,501	177,398
新株予約権発行費	-	60,494
その他	14,676	19,127
営業外費用合計	84,178	257,020
経常損失()	1,057,081	1,957,684
特別利益		
固定資産売却益	-	1,941
店舗構造改革費用戻入益	-	12,945
特別利益合計	-	14,887
特別損失		
固定資産除却損	19,147	42,981
店舗構造改革費用	¹ 182,116	-
事業構造改革費用	² 196,207	² 7,115
解約違約金	2,895	-
店舗閉鎖損失	³ 5,121	³ 7,054
その他	38,221	2,360
特別損失合計	443,708	59,511
税引前四半期純損失()	1,500,790	2,002,308
法人税、住民税及び事業税	92,471	86,066
法人税等合計	92,471	86,066
四半期純損失()	1,593,261	2,088,374

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

1. 店舗構造改革費用

店舗構造改革費用の内容は、店舗リストラに伴う閉鎖決定店舗の固定資産除却損等相当額であります。

2. 事業構造改革費用

事業構造改革費用の内容は、新「事業計画」の立案及び遂行のための、プロジェクト費用であります。

3. 店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う原状復帰費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)
減価償却費	164,176千円	193,316千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、平成24年8月17日付にて資本金2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少及び資本準備金2,859,679千円減少し、その他資本剰余金を増加させ、また、利益準備金19,350千円減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。更に、会社法第452条の規定に基づき、増加したその他資本剰余金5,733,839千円のうち、5,545,533千円を減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。

これにより、当第2四半期会計期間末において資本金50,000千円、その他資本剰余金188,306千円となっております。

当第3四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年5月20日開催の取締役会において、ライツ・オファリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議し、平成25年5月30日を株主確定日として新株予約権の発行をいたしました。

本新株予約権が行使された結果、当第3四半期累計期間において、資本金が452,679千円、資本準備金が452,679千円増加しております。

また、平成25年10月25日開催の取締役会において、マコーリー・バンク・リミテッドに対する第三者割当の方法により行使価額修正条項付き第6回新株予約権を発行することを決議し、平成25年11月11日を割当日とし新株予約権の発行を行いました。

本新株予約権が行使された結果、当第3四半期累計期間において、資本金が124,207千円、資本準備金が124,207千円増加しております。

これらの結果、当第3四半期会計期間末において、資本金は626,886千円、資本準備金は576,886千円となっております。

(金融商品関係)

現金及び預金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

前事業年度末(平成25年4月30日)

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	491,934	491,934	-	(注)

当第3四半期会計期間末(平成26年1月31日)

(単位：千円)

科目	四半期貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	684,061	684,061	-	(注)

(注) 現金及び預金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	12,056,102	83,030	12,139,133		12,139,133
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	12,056,102	83,030	12,139,133		12,139,133
セグメント利益又は損失()	1,023,237	3,054	1,020,183	26,059	1,046,242

(注1) セグメント利益又は損失の調整額 26,059千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成25年5月1日 至 平成26年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,842,924	104,485	10,947,409		10,947,409
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	10,842,924	104,485	10,947,409		10,947,409
セグメント利益又は損失()	1,733,954	8,707	1,725,246	39,593	1,764,840

(注1) セグメント利益又は損失の調整額 39,593千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年5月1日 至平成26年1月31日)
1株当たり四半期純損失金額	117円36銭	78円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	1,593,261	2,088,374
普通株主に帰属しない金額(千円)	13,125	13,125
(うち優先配当金)(千円)	(13,125)	(13,125)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	1,606,386	2,101,499
普通株式の期中平均株式数(株)	13,687,919	26,764,532

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 新株予約権の発行

当社は、平成26年2月12日の取締役会において、以下のとおり当社普通株式を所有する当社以外の全株主を対象としたライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議し、平成26年2月24日に割当てを行っております。

(1) 新株予約権の内容

新株予約権の名称	株式会社メガネスーパー第7回新株予約権(以下、本新株予約権という)
新株予約権の割当ての方法	平成26年2月21日を株主確定日とし、当該確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の普通株主に対して、その有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てる方法(会社法277条)
新株予約権の総数	33,773,644個
発行価額	本新株予約権1個につき0円
新株予約権の無償割当ての効力発生日	平成26年2月24日
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式2株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)	1個につき60円(1株につき30円)
新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	1株につき15円
新株予約権の権利行使期間	平成26年3月28日から平成26年4月11日(一般の新株予約権者)まで及び平成26年4月21日((2)に記載の全部取得後に本新株予約権を譲渡された第三者が行使を行う場合)
新株予約権の上場	上場日:平成26年2月24日 上場廃止日:平成26年4月7日

(2) 当社による本新株予約権の取得

当社は、平成26年4月14日に、同日において残存する本新株予約権の全部を無償で取得するものとし、取得した本新株予約権については第三者に譲渡する可能性があります。

(3) 資金使途

新規出店費用

M & A等によるチェーン拡大費用

売上対策費用

2. 第三者割当による新株式の発行

当社は、平成26年2月12日の取締役会において、第三者割当による劣後株式の発行(デット・エクイティ・スワップ)を行うことを、平成26年4月23日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

発行株式の内容

発行株式の種類	株式会社メガネスーパー B種劣後株式
発行株式数	65,335,539株
発行価額	1株につき30円
発行価額の総額	1,960,066千円
資本組入額	1株につき15円
払込期日	平成26年4月24日
割当予定先及び割当株式数	眼鏡・補聴器革新株式会社 65,335,539株
資金使途	本劣後株式の発行は、当社に対する金銭債権の現物出資による債務の株式化によるものでありますので、払込期日をもって発行価額の総額1,960,066千円の当社借入債務が減少する見込みとなります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年3月14日

株式会社メガネスーパー
取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成25年5月1日から平成26年4月30日までの第38期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年11月1日から平成26年1月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年5月1日から平成26年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成26年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象1に記載されているとおり、会社は、平成26年2月12日の取締役会において、会社以外の全普通株主を対象としたライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)を行うことを決議し、平成26年2月24日に割当てを行っている。
2. 重要な後発事象2に記載されているとおり、会社は、平成26年2月12日の取締役会において、第三者割当による劣後株式の発行(デット・エクイティ・スワップ)を行うことを、平成26年4月23日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。